



道路交通法が改正されました ～あなたのその運転大丈夫ですか～

「青少年育成センターだより第192号」で、みなさんに「自転車運転中は、ヘルメットをかぶりましょう」とお願いをしましたが、着用されているでしょうか。

さて、みなさんは、道路交通法が改正された（令和6年11月1日）ことをご存じでしょうか。いくつかのメディアで取り上げられましたので、ご存じの方もいらっしゃるでしょう。ここで、自転車に関するルール改正について考えてみましょう。

○ 運転中のながらスマホ

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。※停止中の操作は対象外

- ・違反者は、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金
- ・交通の危険を生じさせた場合、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

○ 酒気帯び運転および幫助

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

- ・違反者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- ・自転車の提供者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- ・酒類の提供者・同乗者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

○「自転車運転者講習制度」が新たに始まります。自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせる恐れのある一定の違反（危険行為＝「信号無視」「指定場所一時不停止」「遮断踏切立入り」「安全運転義務違反」「通行区分違反」など）を反復して行った者は講習制度の対象となります。※受講命令違反は5万円以下の罰金となります。

自転車は、歩いて移動するよりも短時間で目的地に着くことができ、体力的にも楽でとても便利な乗り物です。また、車のようにガソリンを使わないので環境にも優しいものでしょう。有効に利用したいものです。

しかし、乗り方を間違ってしまうと危険な乗り物になります。昨年、全国で自転車に関係した交通事故は約7万2000件発生し、全体の約23%を占めています。そのうち、約8割が自動車との事故で、約4%は歩行者を巻き込んだものだそうです。また、今年上半期（1～6月）の全国での自転車に関する死亡・重傷事故のうち、ながらスマホが原因になった事故は、前年同期比約2.3倍の18件で、統計が残る平成7年以降で最多となっています。自転車は、便利な一面凶器にもなることがこの数字から読み取れます。

わたしは、これまで巡視時に自転車運転中にながらスマホしている中・高生に数多く声をかけてきました。みなさんもそのような光景を見られた方も多いのではないのでしょうか。新たなルール改正で、この行為は違反となるのです。

このルールの改正について、「命を守る（人の命も含め）」「ルールを守る」こととあわせて、家庭で話し合ってみてください。また、私たち大人が交通ルールを守る姿を見せることが子どももルールを守るようになり、命を守ることに繋がります。